

OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
TYCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
YCOUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
COUNCIL OTARUCITYCOUNCIL
NCIL OTARUCITYCOUNCIL
CIL OTARUCITYCOUNCIL
ILO TARUCITYCOUNCIL
LOTARUCITYCOUNCIL
OTARUCITYCOUNCIL
TARUCITYCOUNCIL
RUCITYCOUNCIL
UCITYCOUNCIL
CITYCOUNCIL
ITYCOUNCIL
TYCOUNCIL
YCOUNCIL
COUNCIL
NCIL
CIL
ILO TARUCITYCOUNCIL

令和3年
小樽市議会

第4回定例会議案

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 929,602 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,321,874 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表 債務負担行為補正」による。

(市債の補正)

第 5 条 市債の追加及び変更は、「第 5 表 市債補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 15,736,177	千円 319,733	千円 16,055,910
	1 国庫負担金	10,215,999	111,500	10,327,499
	2 国庫補助金	5,488,265	208,233	5,696,498
18 道支出金		3,784,283	10,591	3,794,874
	2 道補助金	558,395	10,591	568,986
20 寄附金		323,982	352,711	676,693
	1 寄附金	323,982	352,711	676,693
21 繰入金		1,413,666	137,567	1,551,233
	1 特別会計繰入金	109,714	30,306	140,020
	2 基金繰入金	1,303,952	107,261	1,411,213
24 市 債		4,220,278	109,000	4,329,278
	1 市 債	4,220,278	109,000	4,329,278
歳 入 合 計		62,392,272	929,602	63,321,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		2,579,452	749,205	3,328,657
	1 総 務 管 理 費	2,263,795	749,205	3,013,000
3 民 生 費		25,304,164	△ 88,573	25,215,591
	1 社 会 福 祉 費	12,437,379	△ 110,711	12,326,668
	2 児 童 福 祉 費	5,197,405	15,792	5,213,197
	5 民 生 施 設 費	224,168	6,346	230,514
4 衛 生 費		5,099,042	217,090	5,316,132
	2 保 健 所 費	1,066,479	217,090	1,283,569
7 商 工 費		6,730,102	400	6,730,502
	1 商 工 費	6,730,102	400	6,730,502
9 消 防 費		422,475	7,900	430,375
	1 消 防 費	422,475	7,900	430,375
10 教 育 費		2,467,756	43,580	2,511,336
	1 教 育 総 務 費	113,273	270	113,543
	2 小 学 校 費	909,238	20,700	929,938
	3 中 学 校 費	381,586	19,100	400,686
	5 社 会 教 育 費	535,780	3,510	539,290
歳 出 合 計		62,392,272	929,602	63,321,874

第2表 継続費補正

(変更)

款	項	事業名	補正前			補正後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
10 教育費	5 社会教育費	重要文化財 旧日本郵船 (株)小樽支店 保存修理工 事費	千円		千円	千円		千円
			863,468	平成30年度	17,400	1,050,000	平成30年度	17,400
				令和元年度	146,846		令和元年度	146,846
				令和2年度	22,770		令和2年度	22,770
				令和3年度	294,073		令和3年度	294,073
				令和4年度	292,408		令和4年度	292,408
				令和5年度	89,971		令和5年度	202,865
	令和6年度	—		令和6年度	73,638			

第3表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	旧色内小学校 解体等事業費	千円 214,600
土木費	港湾費	第3号ふ頭及び周辺 再開発事業費（駐車場 等基盤整備事業費）	42,000

第4表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
		千円
ふるさと納税関係経費	令和4年度	162,000
高齢者生きがい対策費 (ふれあいパス事業費)	令和4年度	147,174
総合福祉センター管理代行業務費等	令和4年度から 令和8年度まで	275,681
いなきた児童館・とみおか児童館・ 塩谷児童センター管理代行業務費	令和4年度から 令和8年度まで	186,431
市民会館・公会堂・市民センター 管理代行業務費	令和4年度から 令和8年度まで	594,040
いなきたコミュニティセンター 管理代行業務費等	令和4年度から 令和8年度まで	143,350
夜間急病センター管理代行業務費	令和4年度	186,500
自然の村管理代行業務費等	令和4年度から 令和6年度まで	198,397
臨時市道整備事業費	令和4年度	70,000
スクールバス運行経費 (銭函小・張碓小・長橋小)	令和4年度	39,671
水泳教室開催経費	令和4年度	9,069

(変更)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額	期 間	限度額
情報化推進事業費 (無停電電源装置)	令和4年度から 令和10年度まで	千円 18,078	令和4年度から 令和11年度まで	千円 19,222

第5表 市債補正

(追加)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営住宅整備事業費	千円 106,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

(変更)

起債の目的	限度額	
	補正前	補正後
消防施設整備事業費	千円 167,800	千円 170,800

令和 3 年度小樽市港湾整備事業特別会計補正予算

令和 3 年度小樽市の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 30,306 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 497,020 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 財 産 収 入		千円 26,384	千円 30,306	千円 56,690
	2 財 産 売 払 収 入	21,084	30,306	51,390
歳 入 合 計		466,714	30,306	497,020

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 諸 支 出 金		千円 86,587	千円 30,306	千円 116,893
	1 繰 出 金	86,587	30,306	116,893
歳 出 合 計		466,714	30,306	497,020

令和 3 年度小樽市病院事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	960,670千円	1,000千円	961,670千円
第 5 項 寄 附 金	－千円	1,000千円	1,000千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	1,246,261千円	1,000千円	1,247,261千円
第 4 項 積 立 金	－千円	1,000千円	1,000千円

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

令和 3 年度小樽市水道事業会計補正予算

第 1 条 令和 3 年度小樽市水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第 2 条 令和 3 年度小樽市水道事業会計予算第 5 条の表を次のように改める。

事 項	期 間	限 度 額
低区配水池造成事業費	令和 4 年度	千円 140,000
豊倉浄水場電気計装設備更新事業費	令和 4 年度	150,000
天神浄水場機械設備更新事業費	令和 4 年度	75,000
配水管整備事業費	令和 4 年度	87,000

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市手数料条例の一部を改正する条例

小樽市手数料条例（昭和 2 6 年小樽市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 2 2 号の 2 中「第 3 項」を「第 5 項」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 住宅の戸数が 1 戸のもの 51,000 円(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成 1 1 年法律第 8 1 号)第 6 条の 2 第 3 項又は第 4 項に規定する長期使用構造等であるかどうかの確認(以下この号及び次号において「長期使用構造等確認」という。)を受けた場合にあっては、18,000 円)

別表第 1 2 2 号の 2 ア(イ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「30,000 円、住宅性能評価を受けた場合にあっては 57,000 円」を「、30,000 円」に改め、同号ア(ウ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「48,000 円、住宅性能評価を受けた場合にあっては 91,

000円」を「、48,000円」に改め、同号ア(エ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「81,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては169,000円」を「、81,000円」に改め、同号ア(オ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「125,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては274,000円」を「、125,000円」に改め、同号ア(カ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「182,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては391,000円」を「、182,000円」に改め、同号ア(キ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「312,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては693,000円」を「、312,000円」に改め、同号ア(ク)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「398,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては908,000円」を「、398,000円」に改め、同号ア(ケ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「460,000円、住宅性能評価を受けた場合にあっては1,090,000円」を「、460,000円」に改め、同号イ(ア)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「26,000円」を「、26,000円」に改め、同号イ(イ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「44,000円」を「、44,000円」に改め、同号イ(ウ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「71,000円」を「、71,000円」に改め、同号イ(エ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「121,000円」を「、121,000円」に改め、同号イ(オ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「186,000円」を「、186,000円」に改め、同号イ(カ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「273,000円」を「、273,000円」に改め、同号イ(キ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「467,000円」を「、467,000円」に改め、同号イ(ク)中「評価機関審査」を「長期使用構造等

確認」に、「５９６，０００円」を「、５９６，０００円」に改め、同号イ(ケ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「６８９，０００円」を「、６８９，０００円」に改め、同表第１２２号の３ア中「譲渡人」を「譲受人」に改め、「決定の予定時期」の次に「及び管理者等の選任の予定時期」を加え、同号イ(ア)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「１３，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては１４，０００円」を「、１３，０００円」に改め、同号イ(イ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「２２，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては３６，０００円」を「、２２，０００円」に改め、同号イ(ウ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「３６，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては５７，０００円」を「、３６，０００円」に改め、同号イ(エ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「５７，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては１０１，０００円」を「、５７，０００円」に改め、同号イ(オ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「９２，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては１６７，０００円」を「、９２，０００円」に改め、同号イ(カ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「１４２，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては２４６，０００円」を「、１４２，０００円」に改め、同号イ(キ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「２３９，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては４２９，０００円」を「、２３９，０００円」に改め、同号イ(ク)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「３０１，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては５５６，０００円」を「、３０１，０００円」に改め、同号イ(ケ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「３３９，０００円、住宅性能評価を受けた場合にあつては６５３，０００円」を「、３３９，０００円」に改め、同号ウ(ア)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「１８，０００円」を「、１８，０００

円」に改め、同号ウ(イ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「32,000円」を「、32,000円」に改め、同号ウ(ウ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「52,000円」を「、52,000円」に改め、同号ウ(エ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「85,000円」を「、85,000円」に改め、同号ウ(オ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「137,000円」を「、137,000円」に改め、同号ウ(カ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「212,000円」を「、212,000円」に改め、同号ウ(キ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「357,000円」を「、357,000円」に改め、同号ウ(ク)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「450,000円」を「、450,000円」に改め、同号ウ(ケ)中「評価機関審査」を「長期使用構造等確認」に、「507,000円」を「、507,000円」に改め、同表第122号の4を次のように改める。

(122)の4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合における認定長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	譲受人を決定した場合等における認定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	1,800円
---	---------------------------------------	--------

別表第122号の5の次に次の1号を加える。

(122)の5の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく住宅の容積率に関する特例の許可の申請に	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料	180,000円
---	--	----------

対する審査

別表第122号の7ア(ア)中「評価機関審査」を「住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による認定に係る技術的審査（以下この号、次号及び第122号の11から第122号の13までにおいて「評価機関審査」という。）」に改め、同号ウ(ア)a中「(122)の11から(122)の13」を「第122号の11から第122号の13」に改め、同表第122号の9ア(ア)中「(122)の13」を「第122号の13」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第122号の2及び第122号の3の規定は、この条例の施行の日以後に請求される事務に係る手数料について適用し、同日前に請求された事務に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部改正に伴い、長期優良住宅建築等計画認定申請に係る住宅性能評価及び長期使用構造等の確認を受けた場合の手数料の統一化を図るとともに、長期優良住宅の容積率の特例許可申請手数料の新設等を行うほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例

小樽市こども発達支援センター条例（平成 1 6 年小樽市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を削る。

第 3 条中「（前条第 2 項の分室を含む。以下同じ。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 小樽市こども発達支援センター条例の一部を改正する条例（令和 3 年小樽市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表の改正規定中「第 2 条第 1 項の表」を「第 2 条の表」に改める。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、こども発達支援センター分室を廃止するためです。

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例

小樽市国民健康保険条例（昭和 3 4 年小樽市条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「4 0 万 4 千円」を「4 0 万 8 , 0 0 0 円」に改める。

第 1 2 条各号列記以外の部分中「第 2 1 条」の次に「及び第 2 1 条の 3」を加え、同条第 1 号ウ中「第 8 1 条の 2 第 4 項」を「第 8 1 条の 2 第 5 項」に改め、同号エ中「第 8 1 条の 2 第 9 項第 2 号」を「第 8 1 条の 2 第 1 0 項第 2 号」に改め、同条第 2 号エ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 1 6 条の 6 の 2 各号列記以外の部分中「第 2 1 条」の次に「及び第 2 1 条の 3」を加え、同条第 2 号イ中「第 7 2 条の 3 第 1 項」の次に「及び第 7 2 条の 3 の 2 第 1 項」を加える。

第 2 1 条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改め、同条第 1 項第 2 号中「2 8 万 5 千円」を「2 8 万 5 , 0 0 0 円」に改める。

第 2 1 条の 2 の次に次の 1 条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第 2 1 条の 3 当該年度において、その世帯に 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合におけ

る当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする（第3項に規定する場合を除く。）。

2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と読み替えるものとする。

3 当該年度において、第21条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条又は第16条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第21条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額とする。

4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条又は第16条の4」とあるのは「第16条の6の5又は第16条の6の8」と読み替えるものとする。

第25条第2項中「基礎賦課額」の次に「、後期高齢者支援金等賦課額」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第25条第2項の改正規定は公布の日から、第7条第1項の改正規定及び次項の規定は同年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の小樽市国民健康保険条例（以下「新条例」という。）第7条第1項の規定は、前項ただし書に規定する第7条第1項の改正規定の施行の日以後に出産する被保険者に係る出産育児一時金の額について適用し、同日前に出産した被保険者に係る出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

3 新条例第21条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、健康保険法施行令の一部改正に準じ、出産育児一時金の額を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児の被保険者均等割額を減額するほか、所要の改正を行うためであります。

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市道路占用条例の一部を改正する条例

第 1 条 小樽市道路占用条例（昭和 2 8 年小樽市条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

別表中

法第 3 条第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる施設	鉄道、軌道、索道、日よけ、雨よけ、雪よけ	1, 154
-------------------------------	----------------------	--------

を

法第 3 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3
			その他のもの		9
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	730
	その他のもの	上空に設けるもの		占有面積 1 平方メートルにつき 1 年	460
		地下に設けるもの			270
	鉄道、軌道、索道その他これらに類するもの			占有面積 1 平方メートルにつき	1, 154

		1年	
法第3 2条第1 項第4号 に掲げる 施設	日よけ、雨よけ、雪よけその他これらに類 するもの		1,154

に改める。

第2条 小樽市道路占用条例の一部を次のように改正する。

別表占用料の欄中

754	631
1,194	991
1,650	1,375
694	576
1,114	921
1,550	1,275
58	51
6	5
3	3
574	511
374	321
1,154	1,031
490	435
495	495
3,150	2,525
576	514
1,154	1,031
32	24
36	30

5 6
7 5
1 3 6
1 5 0
3 3 4
3 7 4
7 5 0
2 5
2 9
4 4
6 0
1 0 7
1 2 1
2 6 2
3 0 2
6 0 7

を

4 8
6 5
1 0 9
1 3 0
2 6 1
3 2 1
6 5 0
2 1
2 7
4 1
5 7
9 4
1 1 5
2 2 5
2 8 5
5 7 8

に、

1, 1 5 4
1, 1 5 4

を

1, 0 3 1
1, 0 3 1

に、

1, 9 1 4
1, 0 3 0
1, 1 5 4

1, 4 2 1
7 9 5
1, 0 3 1

3 0
3 1 4
3 1 4
2, 2 0 4
3, 1 5 0
9 1 4
4 5 6
3 0
3 1 4
3 0
3 1 4
3, 1 5 0
1, 5 6 4
3 1 4

を

2 3
2 5 1
2 5 1
1, 7 6 6
2, 5 2 5
8 2 1
4 0 9
2 3
2 5 1
2 3
2 5 1
2, 5 2 5
1, 2 4 6
2 5 1

に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の小樽市道路占用条例別表の規定は、同条の規定の施行の日以後における占用に係る道路占用料について適用し、同日前における占用に係る道路占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、道路法の一部改正に伴い、自動運行補助施設の道路占用料を新設するとともに、第1種電柱等の道路占用料を減額改定するためであります。

小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例
小樽市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 2 5 年小樽市条例第 1
5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 4 4 条」を「第 4 4 条の 2」に改める。

第 3 4 条中「横断歩道橋等」の次に「、自動運行補助施設」を加える。

第 4 4 条の次に次の 1 条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第 4 4 条の 2 歩行者利便増進道路に設けられる歩道若しくは自転車歩行者道
又は歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道
路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置
を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保
するものとする。この場合において、必要があると認められるときは、当該
場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件又は
施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する
法律（平成 1 8 年法律第 9 1 号）第 1 0 条第 1 項に規定する新設特定道路を
除く。）は、小樽市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の

構造に関する基準を定める条例（平成25年小樽市条例第16号）で定める基準に適合する構造とするものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

この条例案を提出したのは、道路構造令の一部改正に伴い、歩行者利便増進道路の構造基準を新設するとともに、交通安全施設に自動運行補助施設を追加するためであります。

小樽市病院事業資金基金条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市長 迫 俊 哉

小樽市病院事業資金基金条例

(設置)

第 1 条 病院事業における医療の質の向上及び健全な運営に資するための資金とする目的で、小樽市病院事業資金基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金に積み立てる額は、病院事業会計予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用)

第 4 条 病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を病院事業の業務に係る現金に繰り替えて運用することができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 管理者は、第1条に規定する基金の設置の目的のため必要があると認めるときは、予算に計上して基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、病院事業の支援のための寄附を受けたことに伴い、病院事業における医療の質の向上及び健全な運営に資するための資金とする目的で、新たに病院事業資金基金を設置するためであります。

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市民会館、小樽市公会堂及び小樽市民センター
- 2 指定する法人等の名称 株式会社小樽ビル管理
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市いなきたコミュニティセンター
- 2 指定する法人等の名称 株式会社小樽ビル管理
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市いなきた児童館、小樽市とみおか児童館及び小樽市塩谷児童センター
- 2 指定する法人等の名称 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 おたる自然の村
- 2 指定する法人等の名称 一般財団法人おたる自然の村公社
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市総合福祉センター
- 2 指定する法人等の名称 社会福祉法人小樽市社会福祉協議会
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

公の施設の指定管理者の指定について

公の施設の指定管理者を次のように指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

記

- 1 公の施設の名称 小樽市夜間急病センター
- 2 指定する法人等の名称 一般社団法人小樽市医師会
- 3 指定期間 令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日まで

令和 3 年度小樽市一般会計補正予算

令和 3 年度小樽市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 597,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63,918,874 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 1 2 月 1 日提出

小樽市長 迫 俊 哉

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
17 国庫支出金		千円 16,055,910	千円 597,000	千円 16,652,910
	2 国庫補助金	5,696,498	597,000	6,293,498
歳 入 合 計		63,321,874	597,000	63,918,874

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		千円 25,215,591	千円 597,000	千円 25,812,591
	2 児童福祉費	5,213,197	597,000	5,810,197
歳 出 合 計		63,321,874	597,000	63,918,874

小樽市非核港湾条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 1 2 月 1 日 提出

小樽市議会議員	丸	山	晴	美
同	酒	井	隆	裕
同	高	野	さ	くら
同	小	貫		元
同	川	畑	正	美

小樽市非核港湾条例

小樽市議会は、1982年6月28日核兵器廃絶平和都市宣言を行った。この宣言は、「いま、核兵器の廃絶、使用禁止は、もっとも緊急な課題であり、日本国民は、世界唯一の被爆国民としてこれを積極的に実現する崇高な責務をおっている。小樽市は、わが国の非核三原則が完全に実施されることを願い、すべての核保有国に対し、核兵器の廃絶と軍縮を求め、核兵器廃絶の世論を喚起するため、ここに核兵器廃絶平和都市となることを宣言する。」とうたっている。

この宣言から39年を経過したが、核兵器は、今なお地球上に存在し、人類への脅威となっている。

この脅威に対し、被爆者をはじめ「核兵器のない世界」を求める世界各国と市民社会の多年にわたる共同の取組が結実し、2017年7月7日核兵器禁止を明文化した核兵器禁止条約が国連の会議で採択され、2021年1月22日に同条約が発効された。しかし、核保有国が条約を批准する動きは見られない。

また、核兵器搭載可能艦の日本への寄港及び非核三原則に反する核兵器の持込みを容認する核密約が存在する下での、小樽港への相次ぐ米国艦艇の寄港は、今後の小樽港の軍事利用・核兵器の持込みの危険を一層高めている。

小樽市民は、世界に開かれた国際観光都市の市民として、小樽市の平和の営みが、世界の平和に通ずる確かな道であることを確認し、核兵器廃絶平和都市宣言を一層発展させるため、ここに非核港湾行政の推進に関する基本原則を定める。

(目的)

第1条 この条例は、小樽市の平和が世界の平和とともにあることを自覚して、市と市民の不断の努力により、日本国憲法の平和主義と国の非核三原則及び地方自治の本旨にのっとり、積極的な非核港湾行政を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 核兵器 核分裂、核融合又はこれらを組み合わせた爆発的原子核反応によって放出される原子核エネルギーを用いて人を殺傷し、又は器物、建造物若しくは自然環境を破壊するものをいう。
- (2) 小樽港港湾区域 港湾法（昭和25年法律第218号。以下「法」という。）第33条第2項において準用する法第4条第4項の規定により同意を得た水域（平磯岬から茅柴岬まで引いた線及び陸岸により囲まれた海面）をいう。
- (3) 港湾施設 法第2条第5項及び第6項に規定する港湾施設で市が管理するものをいう。

(非核港湾行政の推進)

第3条 市は、市の区域において、核兵器の製造、保有、持込み、通過及び使用に協力しない。

2 市は、小樽港港湾区域に入港する外国艦艇を保有する全ての国に対し、核兵器不搭載の証明書の提出を求める。

3 市は、前項の規定による証明書の提出がない外国艦艇の港湾施設の使用を認めない。

附 則

この条例は、令和4年2月1日から施行する。

(提案理由)

この条例案を提出したのは、非核港湾行政の推進に関し必要な事項を定めるためであります。